○農林水産省告示第百六十五号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、トマト加工品の日本農林規格（昭和五十四年農林水産省告示第千四百十九号）（ＪＡＳ　一四一九）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年四月一日から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第百六十六号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、トマト加工品についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第千三百十五号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○原子力規制委員会告示第一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十三条及び第六十四条の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月十六日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部を改正する告示

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示（平成十七年十一月文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第六十三条第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第二号及び第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）若しくは船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であって、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。 一～五　（略） 六　株式会社東芝原子力技術研究所	**第一条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第六十三条第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第二号及び第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）若しくは船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であって、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。 一～五　（略） 六　東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

その他告示

○法務省告示第十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年二月十六日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　野下　智之

○外務省告示第六十二号

令和八年一月五日にナイロビで、円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の平成二十二年七月二十六日付けの交換公文に従ってケニア共和国政府に供与されることになったムエア灌漑（かんがい）開発計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和五年十二月二十七日付けの口上書により令和七年十二月十三日まで延長された。）がケニア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより更に令和八年十二月十三日まで延長される旨の口上書の交換が、ケニア共和国政府との間に行われた。

令和八年二月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第二百七十二号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

令和八年二月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一・二　（略） 三　保険等の業務を行う事務所の所在地 イ～ニ　（略）	一・二　（略） 三　保険等の業務を行う事務所の所在地 イ～ニ　（略）